

令和4年度 子どもの居場所等の緊急支援活動助成事業 募集要項

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の流行による社会的影響により(以下「コロナ禍」)、日常生活に困難を抱えるひとり親家庭、子どものいる生活困窮家庭に対して、子どもの居場所を運営する団体等が行う、食支援・学習支援・相談活動等の緊急支援活動を支援するため支援金を交付する。

2. 対象団体

- ①子ども食堂など子どもの居場所を継続的に提供している団体
- ②コミュニティ・フリッジなど食料支援・生活支援を継続的に実施している団体
- ③ひとり親家庭や子どものいる生活困窮家庭への支援を継続的に行っている団体

※本会の実施する子どもの居場所ネットワーク交流会に参加・登録している団体。又は申請時に同ネットワークに登録した団体。

※企業等の事業者であっても、上記の団体と協働し、営利目的でない事業を実施する場合は対象となる。

※支援金の交付を受けた団体は、本会が実施する「おかやま親子応援メール」の情報発信に協力するとともに、支援団体のネットワーク形成のための会議等に出席すること。

3. 支援金額<本事業における1団体あたりの上限額>

子どもの居場所等、概ね中学校区域での支援活動	上限15万円
岡山市全域を対象とする支援活動	上限100万円

※補助率:対象経費の10/10以内

※支援対象者のべ人数×事業費・運営費1,200円と、対象経費を比較し、少ない方の額を交付する。

※支援金の総交付額は予算額の範囲内とし、岡山市全域を対象とする支援活動については希望団体が多く申請額が予算額を上回る場合は、交付額を調整し決定する。

4. 対象事業 次の取組のいずれか又は複数の取組を継続的に行う事業

ア 食事の提供	弁当の配布・宅配、又は感染予防を徹底した少数集合型の子ども食堂の実施等
イ 学習支援	訪問・オンラインでの個別支援、又は感染予防を徹底した少数集合型の学習支援
ウ 相談支援	訪問・オンライン等により相談に応じ、必要な支援や行政機関につなぐ取組
エ 体験活動支援	子どもたちの体験不足を補うため、訪問やオンラインでの体験や感染予防を徹底した少数での体験活動の機会提供
オ 食材・生活用品の提供	食材や生活用品の提供や、配布・宅配等
カ その他の取組	その他ひとり親家庭、子どものいる生活困窮家庭の支援ニーズに応える取組

※岡山市内で実施される事業であること。

※「継続的に行う事業」とは、支援期間中2回以上の支援活動を行うものをいう。

※地元商店や事業者と連携し、安価で購入した弁当の配布を行う場合も対象となる。

※弁当等の提供にあたっては、利用者の食物アレルギー対応に配慮するとともに、調理・配達・食事の全工程において食中毒予防に十分配慮すること。

※事業実施日に常駐のスタッフを配置し、事業従事者・支援対象者の安全管理を十分配慮すること。

※支援対象者の様子を見守り、必要に応じて相談支援機関の紹介や支援につなぐこと。

※支援対象者から受け取る代金は無料または低廉にとどめること(代金は対象経費から除く)

<対象とならない事業>

- ・現金や商品券等を配布する事業
- ・営利を目的とした事業
- ・宗教又は政治活動を目的とした事業
- ・国、地方公共団体から運営費に関する補助金の交付を受けた事業(立上げ支援金など初度調査に係る経費に関する補助は除く)。なお、本会の他の補助金と組み合わせて実施することは可とする。

5. 事業の対象となる支援対象者

- ・コロナ禍で収入の減少や子どもと家庭の孤立等、困難な状況を増幅させているひとり親家庭、子どものいる生活困窮家庭の18歳未満の子どもとその保護者等
- ・支援対象者の経済状況等は問わない。

※支援対象者には、本人により又は本人の意思を確認の上、本会が実施する「おかやま親子応援メール」への登録を促す。但し、登録は対象者の必須要件ではない。コロナ禍で現在抱えている困難な状況の確認のため必要に応じて聞き取り等を行う。

※支援対象者・支援日時・支援内容を記録し、事業終了後、報告書に支援対象者のべ人数を記載して提出すること。

6. 対象経費

事業費	支援対象者に直接提供する食材料費、消耗品費、配達や訪問に要する交通費、アルバイト賃金・ボランティア報償費等
運営費	事業実施のための広報費、印刷製本費、消耗品費、人件費等

<対象とならない経費>

- ・単価3万円以上の物品の購入費
- ・事業に直接結びつかない費用

7. 事業実施期間

- ・令和4年4月から12月

※令和4年4月以後既に実施している事業も対象とする。ただし、事業の申請・決定以後も事業を実施すること。

※追加募集を行う場合の事業実施期間は事業の決定以後とする。

8. 申請方法

- ・申請書(様式1)に必要事項を記入し、次の添付書類を添えて本会へ提出する。(郵送可)

<添付書類>

- ・定款または会則
- ・団体の活動状況が分かるもの(会報・パンフレット・新聞記事等)
- ・見積書等金額が分かるもの(単価1万円を超えるもの)
- ・人件費の支給基準が分かるもの(人件費を計上する場合)
- ・通帳の写し(通帳を開いた1ページ目)

9. 申請期限

- ・令和4年6月30日(木)必着 ※予算の範囲内において追加募集を行う。

10. 支援金の決定

- ・提出された申請書をもとに、本会において審査し、決定する。審査結果については、申請団体へ通知する。
- ※子どもの居場所等、概ね中学校区域での支援活動については申請期限前であっても随時審査し決定する。

11. 支援金の交付

- ・支援金は決定後、申請書に記載された金融機関口座へ送金する。
- ・支援金決定額が50万円を超える場合、超える額については、事業完了後、報告書の提出後に交付する。

12. 事業報告

- ・交付決定団体は、事業完了後1ヶ月以内に報告書(様式2)及び領収書の写し、事業実施が確認できる資料(写真、チラシ等)を提出する。最終提出締め切り:令和5年1月31日(火)
- ※余剰金が発生した場合や支援対象者のべ人数×1,200円によって算出される額が支援金交付額を下回る場合は支援金返還届(様式3)により支援金を返納すること。

13. その他

- ・交付決定後に虚偽、不正な手段により交付決定を受けたことが判明した場合や支援金を支援対象活動以外の用途に使用したとき等は支援金の返還を求める場合がある。

14. 申請・問い合わせ先

〒700-0856

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会 地域福祉課

TEL:086-222-8619

FAX:086-222-8621

E-mail: chiiki@okayamashi-shakyo.or.jp